

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 7日

神戸市長 宛

提出者

住所 大阪府大阪市西区西本町1丁目4番1号
オリックス本町ビル7階

氏名 サンヨーホームズ株式会社
住宅事業本部 大阪本店
常務執行役員 大阪本店長 城戸 雄弘

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6578-3474

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	神戸市管轄区域内
事業場の所在地	神戸市管轄区域内
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	7,169百万円
③従業員数	88名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・ 廃プラスチック→再生処理業者に委託し、サーマルサイクル等へ・ 木くず→再生処理業者に委託し、木材チップ(原料、燃料)として再資源化・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず →再生処理業者に委託し、再資源化又は埋立処分・ がれき類(コンクリート破片・アスコン) →再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化・ 建設混合廃棄物→再生処理業者に委託し、再資源化又は埋立処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙 管理組織図

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】 別紙 1	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) ・工法の改善(1・2F床パネル化、間仕切り木枠ユニット化) ・梱包材の簡易化、簡素化 ・ユニット化持込(外壁パネル、外部サッシ) ・現場での分別	
②計画	【目標】 別紙1	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、下記の取組みを実施予定 ・部材積算精度を向上させ、不要部材を抑制 ・余剰が多く発生する材料については、必要数量より少なく納入し、不足分を後で納入し余剰材を減らす。 ・現場での分別の指導徹底	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類(コンクリート破片)、ガラス・陶磁器くず及び木くずの分別。石綿含有廃棄物は、他の廃棄物と混入しないよう分別処理を行う。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記に加え、管理型産業廃棄物と安定型産業廃棄物を明確に分別する。管理型混合廃棄物をより分別し再資源化を促進する。 ・現場での分別の指導徹底

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していません		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定ありません		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	t
(これまでに実施した取組) 実施していません			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	t
(今後実施する予定の取組) 予定ありません			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	-	t
	（これまでに実施した取組） 実施していません		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	-	t
	（今後実施する予定の取組） 予定ありません		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		別紙1
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・毎年処理業者の信用調査及び反社調査を行い、業者に問題無いか確認し委託を継続している。		

②計画	【目標】 別紙1		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化の高い且つ情報公開を進んで行っている業者を選定する また可能な限り優良認定処理業者に委託する。 ・出来るだけ産業廃棄物を電子マニフェストにて対応できる業者より 選定する。 ・処理施設への現地確認と許可書類の更新確認を確実に実施する。 ・現場での分別を徹底、再生資源化施設を有する処理業者に委託 し、最終処分量の削減をする。 		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(産業廃棄物処理計画書)

実績：前年度(令和5年度)

目標：今年度(令和6年度)

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
0600廃プラスチック類	0.53	0.42	-	-	-	-	-	-	-	-	0.53	0.42	-	0.42	0.53	0.42	-	-	-	-
0800木くず	21.45	17.16	-	-	-	-	-	-	-	-	21.45	17.16	-	17.16	21.45	17.16	-	-	-	-
1300ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	15.6	12.48	-	-	-	-	-	-	-	-	15.6	12.48	-	12.48	15.6	12.48	-	-	-	-
1500がれき類	998.45	798.76	-	-	-	-	-	-	-	-	998.45	798.76	2.3	2.0	998.45	798.76	-	-	-	-
2000建設混合廃棄物	126.05	100.84	-	-	-	-	-	-	-	-	126.05	100.84	50.26	40.2	126.05	100.84	-	-	-	-
合計	1162.08	929.66	0	0	0	0	0	0	0	0	1162.08	929.66	52.56	72.26	1162.08	929.66	0	0	0	0

環境総括管理責任者	本店長
本店環境管理責任者	建築部長
廃棄物処理 管理責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産業廃棄物管理票の交付・管理 2. 廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分・再生利用等の適正処理の推進及び管理 3. 廃棄物処理計画の作成 4. 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 5. 収集運搬業者、処理業者、再生利用業者の調査・選定及び管理 6. 委託契約の締結 7. 監督官庁への各種報告 8. 社員・関連会社・下請工事店への教育、啓発
現場環境管理責任者 (各建築担当者)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各現場における廃棄物管理状況の把握 2. 各現場における廃棄物量の圧縮、職方への量の抑制指導等 3. その他関係する事項

